

情報モラルと道徳② ～資料とのコラボを考える～

北川 忠



1 情報モラルと「著作権」

光文書院『ゆたかな心』5年生のコラム「だれの研究？」では、情報モラルとして著作権について取り上げている。5年生にもなれば、著作権ということばを聞いたことはあるはずだ。インターネットを使って調べ学習を経験している児童も多く、その際に画像や文書を勝手にコピーしてはいけないことや、参考にする場合は出典を明らかにするという指導もされている。しかし、「著作権とは何か」という問いに正しく答えられる児童は少ないように思う。先に述べた「勝手に使用してはいけない」などの禁止事項を著作権と勘違いしていることがあるからだ。著作権とは権利であり、権利の内容は権利を有する者からの視点で語ってこそ、その内容がわかる。ならば、著作権の正確な理解を図るとともに、権利に関わる内容項目「4 - (1) 権利・義務」について考えるコラボ学習を計画してはどうかと考えた。

2 コラボする資料「救急車」

救急車を使用する権利はだれにもある。しかし新聞に掲載された記事によると、救急車をタクシー代わりに使用する人がいるために、本当に必要とする人が使えないことがあるそうだ。資料「救急車」(光文書院・5年生)は、この記事がもとになっている。権利の行使方法について考えさせるには良い資料だ。だれもがもてる権利である「著作権」を導入に使い、救急車で権利の行使について考えさせ、権利に伴う義務にも気づかせるという流れを作り、ねらいを次のようにたてた。

ねらい

- 自分の権利だけでなく、他人の権利も大切にする。
- ・著作権について理解する。
- ・救急車をタクシー代わりに使うことの是非について考える。
- ・自分の権利を主張すると、他人の権利を奪うこともあることに気づく。
- ・権利には同時に義務も発生することがわかる。

- ・自分の権利は守られるべきであるが、権利を主張するときは他人の権利を奪うことにならないかどうかよく考えて行動しようとする。

3 授業の流れ

まず、「著作権」について、「自分が作った作品を他人に勝手に使われない権利」であると定義し、この権利はだれもがもてる権利であり、なおかつ法律によって守られていることを確認しておく。権利ということばがわかりにくいと思われる場合、「使える資格がある」ことだと言い換えてもいいだろう。つまり著作権とは自分だけが使う資格があるということになる。ここから、「人の製作物には作った人の著作権があり、勝手に使えない」ということを理解するのに支障はないだろう。そこで、だれもが使用する権利がある救急車を登場させる。

資料を読んで、タクシー代わりに使う人に対して考えさせれば、「自分勝手だ」「自己中心的だ」などの意見が出る。そこで、「でもタクシー代わりに使う人にも使う権利はあるよね」と、権利を盾に揺さぶりをかける。すると、「権利だからといって本当に必要な人のことも考えないで使うのはおかしい」と気づくだろう。つまり、自分の権利を主張することで他人の権利を奪ってしまう場合があるということに気づくことができるわけだ。

さらに、「このような権利を主張するとき気をつけた方がいいことは何か」と問えば、本当に必要な人の権利を奪っていないかどうかを考えねばならない「義務」があるということにたどり着く。

4 権利と義務

「著作権」と「救急車の使用权」という二つの権利を扱うことで、自分の権利も他人の権利も大切にされなくてはならないこと、そして自分の権利ばかりを主張しては社会が成り立たないことを学ぶことができる。権利と義務の指導には、この資料をセットで指導してみてもどうだろうか。